

平成30年6月22日

平成30年第6回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

平成30年6月22日玉川村役場北庁舎1階会議室に於いて第6回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員

(9名) 1番 高林きくみ 8番 佐久間悦男
2番 石森 博信 9番 草野 陽子
3番 渡邊 利秋 10番 阿部金四郎
4番 須藤 安昭 11番 関根 春雄
5番 関根 恵二 12番 角田 守之
6番 石井 清藏 13番 眞弓 泰行

◎ 欠席委員 7番 小針 金之、14番 鈴木 好市

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

◎ 本日午後1時30分、渡邊職務代理が開会を宣言した。

◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。

◎ 会長あいさつ。

◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。

◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。

1番 高林きくみ 13番 眞弓 泰行

◎ 議長 それでは議事に入ります。議案第17号農地法第3条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議長 次に議案第17号番号1の調査員 眞弓泰行委員から、調査報告をお願いいたします。

◎ 13番委員 議案第17号番号1について、調査報告させていただきます。

(眞弓 泰行) 6月13日、吉田今朝雄推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、川辺字中沖■■■番■の1筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺いました。

譲受人の■■■さんは、農業経営規模を拡大したく適当な農地を探しておりました。

川辺字中沖■■■番■については、自宅より車で5分の近距離にあり、当該農地を買い受けたと考え、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第3条の申請になったとのことでもあります。

譲受人の■■■さんが所有する農地面積は下限面積の30aを超えるため問題はありません。また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり、耕作従事日数についても条件を満たしております。

さらに、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行

うとの事であります。

兩人とも承知しており、問題はないと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の眞弓委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 17 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 17 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に議案第 17 号番号 2 の調査員 佐久間悦男委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 8 番委員 (佐久間悦男) 議案第 17 号番号 2 について、調査結果を報告させていただきます。
6 月 13 日、草野壽幸推進委員、事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、岩法寺字和久■■番■、■■番の 2 筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思ひます。

現地確認後、譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんに話を伺ひました。

譲受人の■■さんは、農業経営規模を拡大したく適当な農地を探しておりました。

岩法寺字和久■■番■、■■番については、自宅より車で 5 分の近距離にあり、当該農地を買い受けたと考え、■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、所有権の移転による農地法第 3 条の申請になったとのことであります。

譲受人の■■さんが所有する農地面積は下限面積の 30a を超えるため問題はありません。また、申請地は自宅に近い事から管理も容易であり、耕作従事日数についても条件を満たしております。

さらに、地域との調和要件についても地域の取組みに協力、調整を行うとのことであります。

兩人とも承知しており、問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の佐久間委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 所有権移転の贈与ということであり、■■さんと■■さんは親戚関係になっているのでしょうか。

- ◎ 事 務 局 親戚関係ではなく、他人であります。

- ◎ 12 番委員 贈与というのが最近結構ありますが、当たり前のことなのでしょうか。
(角田 守之)
- ◎ 事務局 売買や贈与はお互いの事でありまして、今回についてはお互いに以前交換等やりとりしていた農地を手続きしていなかったため、今回正式に手続きするものです。
- ◎ 議長 他にありますか。

(なしの声あり)
- ◎ 議長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 17 号番号 2 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 異議なしと認め、議案第 17 号番号 2 については、原案どおり可決されました。
- ◎ 議長 次に、議案第 18 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)
- ◎ 議長 次に議案第 18 号番号 1 の調査員、草野陽子委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 9 番委員 議案第 18 号番号 1 について、調査結果を報告させていただきます。
(草野 陽子) 6月13日、関根恵二委員、宗形辰一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字粟踏石■■番■、■■番■■、■■番■■、■■番■■の4筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思います。
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんに話を伺いました。
■■■■では近年、従業員数が増加したことにより、既存の駐車場だけでは足りなくなってきたため、駐車場の設置を計画いたしました。
そこで、村内で適当な土地を探しておりましたが、条件に合う土地がないため、既存の従業員駐車場西側にある当該農地に設置することを考えました。
土地の選定においては、当該農地が工場から近距離にあり、ある程度の面積が必要となることから適地であると考え、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことでもあります。
申請地は、周りが工場敷地・駐車場・山林に囲まれ、その他第2種農地であり転用が可能と思われます。また、排水処理については、雨水は敷地内において地下浸透とし、一部は敷地東側の既存側溝へ流す計画をしており、心配ないものと思われます。
譲受人・譲渡人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の草野委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 (角田 守之) 意見決定ということは、農業委員会でどう判断したかというのを県に報告し、それを受けて県が判断するということでよろしいでしょうか。

◎ 事 務 局 そのようになります。県でも実際にこの件については、確認している内容であります。

◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 18 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 18 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

◎ 議 長 次に議案第 19 号番号 1 現況確認証明申請に係る非農地証明の可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 19 号番号 1 の調査員 関根恵二委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 5 番委員 (関根 恵二) 議案第 19 号番号 1 につきまして、調査結果を報告させていただきます。
6 月 13 日、草野陽子委員、宗形辰一推進委員と事務局 2 名とともに現地確認をいたしました。申請地は、南須釜字館坂■■■■番の 1 筆で、場所は議案書を参照して頂きたいと思います。

現地確認後、申請人の■■■■さんから話を伺ったところ、■■■さんは所有する農地について復元することが困難になり、土地地目の変更登記を実施するため、今回、現況確認証明の申請になったとのことであり
ます。

申請地は写真でも分かりますように、昭和 52 年に相続後、しばらく手入れしておりましたが、20 年以上前から通行が困難であることから耕作されないまま荒れた状態になり現在に至ったものであります。

当該農地は農地に復元するのは困難な状況であり、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の第 3-2-(1) アの「その土地が農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地」に該当すると思われ
ます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いします。

◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 19 号番号 1 を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 19 号番号 1 は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長 次に議案第 20 号 玉川村農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第 20 号番号 1 の調査員の須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 4 番委員 議案第 20 号番号 1 について調査結果を報告いたします。

(須藤 安昭)

6 月 13 日、事務局 2 名と現地調査を行いました。

申請地は、小高字江平■■番■で地目は畑であります。場所は、議案書を参照してください。

農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第 13 条第 2 項に定められているとおり、同法第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第 2 項第 1 号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、子供 2 人と共に村内の実家に居住しております。居住スペースが狭いため、住宅建築を考え、適当な土地を探していました。

新たに土地を購入して建築するには費用負担の面で大変困難な状況にあり、実家の父に相談したところ、父所有の土地を贈与してもらえることになりました。父所有の土地で他に住宅建築に適した土地がないため、農用地ではありますがやむを得ず申請地を選定しました。当該申請地以外への建築では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第 2 項第 2 号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」とありますが、申請地は、村道に沿って整備されている農地ではありますが、建築場所が東側の端にあるため、農地の集団性や農作業の効率化に影響がないと思われま。

次に、同条第 2 項第 3 号の「農用地区域内における効率的かつ安定的

な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりの方側の端にあるため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われま

す。次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等を行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われま

す。次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われま

す。皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 　　ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

- ◎ 12 番委員 　農業振興地域整備計画の変更案に係る意見決定についてということで、
（角田 守之） 玉川村長から依頼があったとありますが、これについてはどのような内容なのでしょうか。

- ◎ 事 務 局 　農業振興地域整備計画の変更については、村当局がその変更をすることとなっております。変更するためには、村の意見だけでは変更できず、JA・村の土地改良区・農業委員会へそれぞれ変更しても支障ないか意見を求めます。
その意見について、皆さんから特に異議がないということであれば、村当局から県の方へ農振から外す手続きを進めることとなります。
今回は、その意見を玉川村長から求められたため提出しております。

- ◎ 12 番委員 　この農地は第3種農地ということで原則許可できるわけですが、第3
（角田 守之） 種農地でも関係なく農振地域に入るのでしょうか。

- ◎ 事 務 局 　第3種農地でも関係なく、農業を振興する地域として入っております。

- ◎ 12 番委員 　いつ位から農振地域に入っているのでしょうか。
（角田 守之）

- ◎ 事 務 局 　農振の計画は20年位前に作っており、定期的な見直しは中々進まず、現在作業中であります。農振はあくまでも農業を振興するための計画であり、まとめて見直しをする時は、あぶくま高原道路や空港など大きい事業があった際にまとめて農地がなくなってしまうので、併せて整備計画を見直すのが今までの通例です。
前回の見直しは20年位前であり、その後、あぶくま高原道路で農地が多く潰れたので、そこで見直し作業をしているところです。
見直し作業をするにあたっては、非農地の洗い出しも必要となつてま

います。今年度その作業に入ることで進めております。

見直しするには県との協議が必要で、県の協議にあげるには1筆1筆現在の状況の写真をつけなければいけません。

そこを今、航空写真で代替できないか等県と協議しているところで

- ◎ 8 番委員 (佐久間悦男) 農振の見直しは大変良い事で、各地域で農振に入っていることから転用が出来ない等の声を聞いております。基盤整備した農地等は厳しいと思いますが、それ以外の所は農振を外してもらった方が農業者も前向きになるのかなという考えを持っております。

- ◎ 事務局 その辺も含めて現在見直し中ですが、外す条件はとても厳しいです。こちらで30町歩外したら、どこで30町歩確保するのかという部分も必要となる。ただ、県でも完全に非農地になっている部分は難しいので、洗い出して見直してくださいという指導がありました。当然、一段の土地の真ん中にある農地を外す事は絶対にできないので様々な調整が必要となってまいります。

- ◎ 議 長 他にありますか。
(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号1を提案どおり決定することに異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号1は原案のとおり可決されました。

- ◎ 議 長 次に議案第20号番号2の調査員の石森博信委員から調査報告をお願いいたします。

- ◎ 2 番委員 (石森 博信) 議案第20号番号2について調査結果を報告いたします。
6月13日、事務局2名とともに現地調査を行いました。
申請地は、山新田字河平■■番■で地目は田であります。場所は、議案書を参照してください。
農用地区域内の土地を農用地区域から除外する場合には「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項に定められているとおり、同法第13条第2項第1号から第5号までの要件を全て満たしている場合に除外する事が出来る事になっているため、それらに適合しているか調査いたしました。

まず、同条第2項第1号の「土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。」とありますが、本件申請者は、申請地の西側において長年に渡り養豚業を営んでおり、申請地には昭和60年に井戸を設置し、以後30年以上に渡り利用していました。

平成26年には農業用施設として村農業委員会に届け出済みでありま

すが、今般、親会社である■■■■■■■■から農振除外及び農地転用をすべきであるとの指摘があったため今回の申請になりました。

会社から近距離にあり利便性が優れていること、また、既に設置してから30年以上経過していることから、当該申請地以外では本来の目的を達成できません。その為、本要件を満たしていると考えられます。

次に、同条第2項第2号の「農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、申請地は、東側に河川、西側には山林が広がっており、農地の集団性や農作業の効率化に影響がないと思われます。

次に、同条第2項第3号の「農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。」ですが、第2号でもありましたが、担い手への集積及び計画は無く、面的な広がりもないため、農地の利用集積等には支障を及ぼさないものと思われます。

次に、同条第2項第4号の「農用地区域内の水路等の農業施設が有する機能に支障を及ぼさないこと。」についてですが、当該農地付近には水路等の農業施設の新設等は行われておらず、今後も取・排水やその他の農業施設の整備計画もありませんので、支障がないと思われます。

次に、同条第2項第5号の「農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。」についてですが、当該地区は農業関係の公的投資をされた経緯は無く、法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当しないことから同法施行令の基準に適合しております。

以上のことから農振除外については問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石森委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 長年、井戸を掘って水を汲み上げて使っていたということですか。
(角田 守之)
- ◎ 事 務 局 そうです。ずっと井戸を使っていたのですが、本人からの承諾をようやく得られたとの事でした。
- ◎ 12 番委員 道路から見える部分で、荒れ地になっている箇所でしょうか。
(角田 守之)
- ◎ 事 務 局 荒地ではなく、田だった箇所の角の部分、一画だけです。
- ◎ 12 番委員 豚の飲料水として使っているのでしょうか。
(角田 守之)
- ◎ 事 務 局 そうです。農業用施設ですので、農業用として使う分には届出だけしておけばよかったのですが、■■■■■■さんで養豚場の施設の建て替えを予定しております。
その養豚場を建て替える場合には、土地や建物の登記、地目変更等

資産をきれいにしてから始まるようであります。

そのため、今回農振を外し、その後、転用をかけて所有者を変える手続きを進めるとのことでありました。

◎ 議 長 他にありますか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 20 号番号 2 を提案どおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 20 号番号 2 は原案のとおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

◎ 事務局 次回の総会は平成 30 年 7 月 24 日の火曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村就業改善センター 1 階産就室を予定しております。

会議終了後、午後 3 時より「第 2 回玉川村農業委員会と関係機関・団体との連携会議」を開催予定です。

2 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について

◎ 事務局 今年度より開始時期を 1 ヶ月早める予定でありまして、7 月総会時に説明いたします。

調査終了後、村内全域で非農地判断の処理を進める予定です。

3 その他

◎ 事務局 活動記録セットの活用について、■■■■の施設建築についてそれぞれ説明。

◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 須藤職務代理者